

第5回 奈良県総合治水対策推進委員会 議事概要

1 日時：平成28年11月16日(水) 9時30分 ~ 11時30分

2 場所：奈良商工会議所4階 中ホール

3 出席者：奈良県総合治水対策推進委員会委員9名(3名欠席)

奈良県県土マネジメント部 加藤部長、水本理事、平岡河川政策官 他7名

議事内容(主な意見)

●これまでの委員会における委員の意見及び対応方針

南川委員：浸水危険区域について、宅建業法では重要事項説明の対象とならないものの、同法条文では「少なくとも次に掲げる…」となっているため、ひかえる区域に該当していることは説明した方が望ましいと思う。

事務局：説明義務はないものの、条例素案では、区域に指定したときには速やかに公表するよう規定している。どのようにする方が望ましいかは議論いただきたい。

委員長：危険のあるところは説明した方が、後追いの対策が必要となるよりはよいのではないか。

南川委員：浸水危険区域について、ほかの区域と異なる規制がなく、市街化区域に編入しないということだけであれば、説明を努力義務とする必要はないかもしれない。

松村委員：内水地区、浸水実績地区、浸水常襲地域について、わかりやすく説明した方がよい。内水氾濫と外水氾濫の区別が一般にはわかりづらい

事務局：内水地区は「合流先河川の背水の影響で内水被害発生の可能性のある地区」、浸水実績地区は「大型台風等による浸水地区」、浸水常襲地域は「昭和57年8月洪水より後に、3回以上浸水した地域」と定義している。わかりやすく説明するようにしたい。

松村委員：外水氾濫は破堤を考えているのか。破堤であれば、破堤箇所によって浸水範囲が変わり、浸水危険区域の設定が難しくなるのではないか。

事務局：破堤ではなく越水だけを考えている。

松村委員：近年では破堤氾濫による被害も頻発しているが大丈夫か。10年確率降雨で安全としても、その規模を超える降雨の発生は増えていると思うが。

委員長：土地利用規制をどういう外力で行うかという観点から10年確率降雨としている。この規模が妥当かどうかということのようだが、国の通達なども踏まえて、県としてそのように設定したと理解しているが。

松野委員：浸水危険区域の設定により地価などに影響があるように思う。その設定にあたってシ

ミュレーションを行うとのことだが、前提条件を明確にする必要があるのではないか。前提条件がブレると区域も変わってくるのではないか。

事務局：滋賀県などでも使われている分布型流出モデルで、河道モデル、氾濫モデルを組み合わせたものを用いる。その条件については改めて説明したい。降雨については河川整備計画と同様に中央集中型の降雨波形を用いるので、降雨条件についてブレはない。地価への影響については、市街化調整区域としての条件で定まってくると思われる。そのほか、いろいろなものが反映されているため、浸水危険区域に指定されたことによって大きな影響があると想定していない。

立川委員：浸水危険区域の設定については、立地適正化計画で居住地域を誘導するという考え方があるので、それとは齟齬がないように思う。

●大和川流域における総合治水に関する条例素案の検討

近藤委員：素案については、多くの項目で県と市町村とが連携する意図があるので評価できる。ひかえる対策にも踏み込んでおり、過去の取り組みからは一步前進と理解している。ただし、浸水の危険性への対応については、それだけで十分かどうかの議論が必要である。浸水危険区域と同様の状況が市街化区域でも見られる場合には、どのように議論を進めるのか。

事務局：市街化区域を規制するという考えはない。浸水危険区域の検討を進め、状況を見た上で議論いただきたいと思っている。

川村委員：全体として、前文が長く、条文が短いため、構成的にバランスが悪く見える。また、基本理念の主語と述語との対応があいまいとなっている。市町村の役割については各条文に記載されているが、「関係者の責務と役割」に触れられていないのは問題があるのではないか。最後に、市町村への財政的支援が明確でないのはなぜか。

事務局：財政的支援については、第七条の財政上の措置でまとめている。記載の仕方については、相談させていただきたい。

吉田委員：県と市町村が一緒に取り組んでいくということを、第七条でまとめておられると理解している。

南川委員：全体が長いと思うのであれば、前文を設けるかどうか、前文を設けた場合、もう少し簡略化するか、再度考えてはどうか。素案から市町村責務とか役割が抜け落ちている。市町村の責務、あるいは役割を県の条例で定めるのは難しいという見解のようだが、総合治水行政の場合は兵庫県のように条例で規定した方が良いと思う。しかし、協定制度の導入により、名を捨て実をとるというのも一つの方法だと思う。

事務局：奈良県では、既往の条例を踏まえ、市町村の責務等は条例に定められないという判断をしている。市町村の役割はとても大きいと思っているので、できるだけ書くような努力をした。

委員長：協定を結んで実施する場合、通常、素案のような条項を入れるのか。

事務局：河川課では、協定を結んで実施するケースは余りない。複数の市町村と県と一緒に効果検証等を実施してきた経緯があり、それを何とか事業に結び付けていきたいと考えている。

中村委員：ながす対策について括弧付けで治水対策があえて必要なのか。

事務局：これまで協議会の中で、このような言葉を使ってきた。

立川委員：次回、外水による浸水危険区域の面積を提示するということだが、市街化区域の中に内水による浸水面積がどれくらいあるのか提示して頂ければと思う。

川村委員：大和川流域整備計画の具体的な中身が分からないままに進めるのが落ち着きが悪いように思う。

事務局：流域整備計画は協議会で合意したもので、この中身については条例の解説等で示すように考えている。

事務局：基本理念の条文の主語について、これは、県の条例の書き方のスタイルである。主語を付けないほうがあえてみんなで作っていくというふうな意味にとれると思っており、県の方針のもとで書いている。

●その他

立川委員：ひかえる区域について、市街化区域の中に、浸水箇所があらわれてきた場合に、何もしないのか、あるいは何か手立てがあるのかということ考えたときに、コンパクトシティのような誘導策も使えるかと思う。

事務局：コンパクトシティ、まちづくりの協定、工業地帯の計画等で、浸水リスク情報として提示している。市街化区域も含めてリスクの公表は必要と考えている。

以上